

速記録

平成28年度 淀川水系流域委員会地域委員会(第2回)

日 時 平成28年12月13日(火)

午後2時00分 開会

午前4時25分 閉会

場 所 大阪合同庁舎第1号館(近畿地方整備局)

第1別館 304共用会議室

[午後2時00分 開会]

1. 開会

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 吉田）

それでは、定刻となりましたので、これより平成28年度淀川水系流域委員会地域委員会第2回を開催させていただきます。

本日のご出席委員でございますが、全委員10名中9名のご出席ですので定足数に達しています。委員会として成立していますことをご報告させていただきます。

議事に入ります前に、配布資料の確認及び会議運営に当たってのお願いをさせていただきます。

まず配布資料ですが、お手元の配布資料リストに記載しております12点でございます。不足資料等ございましたら事務局までお申しつけください。

続きまして、会議運営に当たってのお願いです。発言の記録は会議の進行に支障を来さない範囲でお願いします。会議中における一般傍聴者及び報道関係の方のご発言は認められておりませんので、ご発言はお控えください。一般傍聴者からのご意見につきましては、委員会の後半でお伺いする時間を設けております。また、近畿地方整備局のホームページや郵送でもお受けしておりますのでご活用ください。携帯電話等につきましては電源を切るかマナーモードに設定し、会議中の使用はお控え願います。また、会議の秩序を乱す行為または妨げとなる行為はしないようお願いします。会議の進行に支障を来す行為等があった場合には、傍聴をお断りしたり退室をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。最後に、報道関係の方のカメラ撮りはこれまでとさせていただきます。

それでは、議事に移らせていただきたいと思います。中谷委員長、よろしく願います。

○中谷委員長

皆様、お疲れ様です。それでは、早速進めさせていただきます。

きょうは、前回、淀川本川、宇治川で積み残しの部分がありますので、まず、その利用、利水、維持管理から進めさせていただいて、その後、上流のほうの瀬田川、野洲川の議論を進めるというふうにさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけれども第1回委員会資料－3－5から資料－3－7の説明をお願いいたします。

2. 議事

1) 淀川水系河川整備計画に基づく寺行政とうの進捗点検件について

(淀川本川、宇治川の利用、利水、維持管理)

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 副所長 矢野）

淀川河川事務所の副所長をしています矢野といいます、どうぞよろしくお願ひします。座って説明をさせていただきます。

それでは、資料－3－5の淀川本川・宇治川の利用からご説明させていただきます。

2ページ目をご覧ください。川らしい利用の促進ということで、舟運の取組内容の実施方針にありますように、枚方及び大塚船着場から三川合流点までの新たな航路の確保の検討でありますとか、鶴殿、前島、牧野地先においての水制工を整備し、モニタリング結果を踏まえての全体計画を策定しながら舟運としての航路を確保するということを検討してまいりました。

実施内容といたしましては、淀川舟運の魅力や可能性を検証するためのアンケート並びにヒアリング、このアンケート・ヒアリングというのはイベントによるクルーズ船を航行しましてヒアリングを行ったということです。また、行政と舟運事業者との意見交換会も実施をしております。それと、現状がどうなっているかという調査も実施しております。航路調査の実施ということで、いわゆるGPSを利用した航路調査なども行ってきております。

結果といたしましては、調査結果は水深1mを切るところも枚方、大塚から三川合流の間には数カ所あって、出水による河床の変化があったため、さらなる水制工などを設置して安定した水深が確保できるかどうかというようなことの検討もしていかなければならないという状況になってございます。

川らしい利用の促進は、以上でございます。

続きまして3ページ目でございますが、ここは、川らしい利用の促進の中の秩序ある河川利用に向けての取組内容ということで、ここは淀川本川に不法係留が見られるということで、水面利用の適正化に向けて是正に取り組んできました。平成27年度末で守口市域ですとか大阪市域で、橋梁の下ですとか、ちょっと浅瀬になったようなところに不法係留があり、実施内容のところですが大阪市域の3隻と守口市域の2隻の是正を行っています。

不法係留の数でございますが、平成25年に47隻あったのが地道ではあります平成27年に42隻と、5隻の不法係留を是正してきたということになっています。

結果ですが、洪水時における不法係留の流出による河川管理施設への衝突などのリスク

を軽減することが少なからずもできたというふうに思っております。

続きまして4ページ目でございますが、安全利用点検の実施内容ということで、これは河川管理者が安全利用点検の実施計画に基づき対象区域・施設ごとの点検を行いまして、毎年人が川に集まりやすい時期までに点検を行い、必要ならば補修を行うということでございます。あわせて水難事故防止の取り組みということで、河川利用に対する注意看板の点検・補修とともに水難防止のためのライフジャケット着用などの指導実施をさせたということでございます。

続きまして5ページ目でございますが、川でしかできない利用の実施ということで、ここは河川レンジャーとの共催で「干潟で遊ぼう」とか「高槻「芥川津之江」意見交換会～芥川 遊ぼう 学ぼう 魚とり～」ということで、今回で11回目を迎える活動で毎年行っており、継続的な取り組みとして43名ぐらいの参加があったということです。ここにおいても活動前にライフジャケットの着用など、安全利用の観点も含めまして指導でありますとか、河川内で活動するときの注意事項など河川利用の注意点についても説明をしています。

続きまして6ページ目ですが、河川環境の中で説明は前回させていただいておりますが、河川保全利用に関する取組内容ということで、河川管理者以外の者が管理している施設についても河川管理施設同様、河川環境の改善の観点から施設管理者に対して施設の改善等について指導・助言を行うということの項目でございます。実施内容といたしまして昨年、淀川本川では伝法北公園、河川敷コミュニティ広場、淀川公園、城北公園、守口市の淀川河川敷公園を審議して、あと宇治川では宇治川公園、かわきた自然公園を審議対象として河川保全利用委員会で審議をしていただいたということになってございます。公園の縮小に向けて引き続き施設管理者と調整するとともに、河川保全利用委員会の審議内容のホームページでの公開で地域住民の理解を得られるような取り組みを進めていくということです。

結果といたしましては、委員からは「植栽を行う際は外来種が拡大しないよう種の選定に配慮を行うこと」でありますとか「護岸の再生については河川管理者とも相談して検討すること」などのご意見をいただいております。

続きまして7ページ目でございますが、これも前回河川環境のところで説明をさせていただいておりますが、ここは不法工作の是正で、平成25年度から平成27年度にかけて淀川本川、大阪市域、守口市域、枚方市域、高槻市域において不法工作を是正したということ

で、結果としまして17万8,000㎡あったものが15万7,000㎡に徐々に減りつつあるということでございます。

続きまして8ページ目でございますが、水辺の整備内容ということで、ワンドの造成実施ということは環境のほうで説明をさせていただいておりますので、この項では右側にあります「淀川アーバンキャンプ」ということで淀川河川敷の空間を利用する社会実験ということで、淀川になかったアクティビティを試行するという下で下の写真がありますように、水上さんぽ体験でありますとかアウトドア体験で淀川アーバンキャンプということで官民連携による淀川の賑わいの創出のための推進体制を構築しまして、仕組みづくりの検討、さらにはミズベリング施策の推進につなげることで実施をしました。300人ぐらいの参加者があって、淀川というのは広い空間ですので参加した方々からは、「心地よい淀川の楽しみ方は初めて」とか「船上はとても楽しくまた乗りたい」だとかいうことの活用の可能性を感じてもらえたと思っております。

続きまして9ページ目でございますが、小径（散策路）でございますが、これも人と川とのつながりで説明をさせていただいておりますが、このところは余り進捗がなかったということで前回もご報告をさせていただいておりますので、今後引き続きできるところを整備をしていきたいと思っております。

10ページ目でございますが、ホームレスの対応内容・確認ということで、ホームレスに対して次のような取り組みを実施したということで、実施内容のところの左下に書かせていただいております。1番目にチラシ配布による河川内住居の危険性の通知でありますとか、河川巡視によるときにホームレスからの情報収集でありますとか、河川内の樹木伐採による対応、関係市の福祉部局との情報連絡会の開催ということで、地道ではありますが河川巡視とあわせていろいろと取り組みをさせていただいているということです。

あと、ホームレスの状況でございますが、平成25年に126人いたのが少し減って平成27年度には104人のホームレスが河川敷にいるということを確認しているという状況です。

さらには11ページ目でございますが、歴史文化と調和した河川整備内容ということで、ここは前回もお話をさせていただきましたが、三川合地点のところに拠点施設完成イメージ図と左下に書かせていただいておりますが、三川合流のところに拠点整備を今施工中でございますが、来年3月のオープンに向けて整備をしているということでありますとか、右側の塔の島でございますが、宇治の公園再生利用計画に基づき河道掘削や護岸工事を実施して塔の島上面の植栽計画や護岸状況の議論を進めるとともに、橘島の護岸及び塔の島

の護岸工事を実施しているということでございます。ここについては観光地である平等院も抱えてございますが、宇治市の観光入込客ということで右下に書かせていただいておりますが、平成27年度は約560万人の観光客が宇治市を訪れたということになってございます。

あと12ページ目ですが、水辺を活かしたまちづくりの利便性向上の取り組みということで、これも前回、治水・防災の項で説明をさせていただいておりますが、高規格堤防の整備というところで大阪市の西島の住宅の建て替えに合わせた高規格堤防並びに生江保育所というところの——これも大阪市でございますが——公園整備に合わせた高規格堤防の整備ということで2カ所調整して、平成28年度から事業着手に向けて引き続き大阪府と調整をしているということでございます。

利用については、以上でございます。

続きまして利水でございますが、資料－3－6をご覧ください。

水利権の見直し、転用、慣行水利権の許可化の実態ということで、河川管理者としまして慣行水利権の許可化に向けて資料作成やデータ提供などのサポート可能な協力を行い、引き続き占用の許可更新時に協議等を通じて許可水利権化の働きかけを行っていくということで、これは結果のところを見ていただければいいんですけども、平成27年においては木津川の1件、慣行水利権から水利権許可に成果があったということでございます。

さらには、次の3ページ目でございますが効率的な水利用のための取り組みということで、節水の啓発、水利用の合理化や再利用の促進により水需要を抑制し、取水量を減らすことに努めるということでございまして、これはまさにダムの貯水率をホームページ上で公開することによって節水意識の向上を図っているというところでございます。

あと、新規水源の確保ということで、これも前回お話をさせていただきましたが、水資源機構の川上ダムは右に書いています実施内容では、県道青山美杉線の付替工事を実施してございます。さらには、その下、天ヶ瀬ダムの再開発事業でございますが、再開発事業ではトンネル式放流設備の建設工事と橋梁架替工事を実施しているところでございます。

次に5ページ目でございますが、渇水対策会議の機能拡大でありますとか、会議構成員拡大及び常設化の実現に向けた内容ということで、淀川水系の水利用検討会（利水者会議）を設置しまして、検討事項といたしましては淀川水系における渇水調整の考え方に関する事項でありますとか、渇水リスクに関する事項、既存の水資源開発施設の活用に関する事項、その他、本検討会の目的達成に関する事項という検討事項を設けまして、関係機

関といたしまして整備局、経済産業局、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、政令市であります京都市、大阪市並びに大阪広域水道企業団、阪神水道企業団が構成員となって利水者との意見交換を行いつつ、渇水調整方法について利水者の意向を確認しながら検討を進めているということでございます。

あと6ページ目でございますが、渇水対策容量を確保することによる想定被害減少の検討内容ということで、これは水資源機構の丹生ダム建設事業についてですが、ダム事業の検証における検証対象ダムとして「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づく検討、いわゆるダム検証を行っていました。平成27年度には検証作業を再開し、丹生ダムの検証報告書に対する関係住民でありますとか学識経験者からの意見を聴く場を開催しまして、これも前回ご報告させていただきましたが平成28年度に丹生ダムは中止ということの対応方針が決定されたということでございます。

利水については、以上でございます。

最後、資料-3-7の維持管理でございますが、維持管理については2ページ目でございますが、ダムの健康診断内容・補修箇所、堤防等河川管理施設の巡視・点検及び補修の内容ということで、堰、水門、樋門等の河川管理施設18カ所の点検を実施し、状態を把握した上で予防保全段階の9カ所のうち1カ所の補修を行いました。また、巡視時に把握した変状箇所2カ所の補修ということで、下に書いていますように、護岸の陥没したようなところの補修状況をつけさせていただいております。

さらには3ページ目でございますが、ダム機能の維持内容・堆砂ということで、これは宇治川の塔の島の上流にございます天ヶ瀬ダムでございますが、計画堆砂量を600万 m^3 のうち平成27年度で約490万 m^3 、堆砂率が81%ということで堆砂が進行しているということで、有効貯水量の堆砂が114万9,000 m^3 の改善を図る取り組みとして平成27年度に試験施工を実施し、今年度から堆砂撤去を実施する予定としているということで、結果といたしまして継続的に土砂撤去を行うことによりダムの機能維持とともに堆砂の進行を遅らせることができるということでございます。

あと4ページ目でございますが、これは許可工作物の点検でございますので、許可工作物についても点検、修繕を指導しておるということでございます。樋門でありますとか橋梁が多いんですけれども、右手の新鳥飼大橋の南行左側橋台部分の補修などやったところをつけさせていただいております。

次に5ページ目でございますが、河道内樹木の伐採の状況でございますが、淀川と宇治

川というところで資源リサイクルの観点から伐採した樹木の持ち帰りを希望者に募り無償で提供する社会実験なんかも行っているというところですよ。

さらに、6 ページ目に堆積土砂の撤去でございますが、枚方上流の航路確保で平成25年に淀川本川で約4万m³の土砂掘削を撤去してございます。さらには、砂利採取規制計画の範囲において、緊急用航路維持確保や上流からの土砂流下量（堆積土砂）の掘削を目的に砂利採取を実施しているということです。

最後でございますが、ゴミの不法投棄の状況及び処分の内容ということで、平成27年度においては河川区域内の不法投棄量は約2,000m³を処分したということで、住民による清掃活動は100回を超えて、啓発活動により活発に実施されておるといことです。今後も引き続きゴミの不法投棄対策を進めて、効果的な対応策の検討も進めていきたいと思っております。

以上で利用と利水と維持管理の淀川本川・宇治川分をご説明させていただきました。以上でございます。

○中谷委員長

はい、説明ありがとうございました。今、3つの分野の説明をいただいたところです。委員の皆様、質問、ご意見等々ございましたら、どうぞご発言ください。

ちょっと、質問よろしいでしょうか。水上バイクの項があつて、好ましくない利用なので禁止してますというところがあつたと思うのですが、3ページですかね、水上バイクの利用は全川的に迷惑行為として禁止しているということですが、これは条例か何か、そういう法律的手だてによって禁止ということでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 副所長 矢野）

釣りでありますとか、その他の水上バイクの音ということで、今は締め出してしまふということではなくて、ある地区の、一定のところでは水上バイクを行っていただくということ。今、鳥飼大橋というところがあるんですが、今、試行的にそのところだけでやっていただくような格好で整備計画策定時に区域を決め、そこからたまには違うところで行われている方もおるんですけど、一応水上バイクの協会なんかともいろいろと連携をしながら、その場所で今行っていただくようなことで進めています。

○中谷委員長

琵琶湖の場合ですと条例があつたりして場所を限定していますが、まだ、そこまではいってないという感じなんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 副所長 矢野）

すみません、条例があったかどうかは存じていません。

○中谷委員長

わかりました、ありがとうございます。

委員の皆様、いかがでしょうか。はい、どうぞ、上田委員。

○上田豪委員

利用の5ページで、河川でしかできない利用の実施内容ということで、観察会とか、その際の安全指導等々が載っているわけですがけれども、ここでの話として直接利用するについて危ないこと、注意事項を説明したり、河川利用の注意点というのは非常に結構なことだと思います。それと同時に河川利用するにあたって、こんないいところがあるよ、こんな魚がいるよということだけではなく、ここにはこんな問題があるということについても、河川レンジャーに行政のほうからもちゃんと説明して、そのことをもとに、いろいろあちらこちらでワンドの再生をやっているという話としてつなげてほしいんです。市民をただ単にいいところへ連れて行って、いいやろうということで、淀川のいいところだけを見て誤解されるというところがたくさんあるんですけれども、そうならないように市民に実態を認識してもらえるように、こういう折にも説明してほしいなと思います。

それで、利用の8ページのところにアーバンキャンプの話があったわけですが、水辺の整備内容として、左側にいろいろ芥川のところ等々載っていますけれども、こういうところにも言えることであって、問題があるということを市民に両方の面を理解してもらうということが非常に大事な点です。河川法の改正の中で市民と一緒に物事をやっていこうということになっているわけですから、行政なりの「いいところやろ」というだけじゃない形での説明をお願いしたいなと思います。

以上です。

○中谷委員長

ただいまのお話に関して河川管理者さん、特にないですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 副所長 矢野）

おっしゃられるとおりでして、客寄せパンダではないですが、何かイベントだけをやっ、はい、さよならということではなくて、今、上田委員がおっしゃられるように、そこで学んでもらったり、ここでこういう問題があるんだというところ、年齢層も小学校の低学年になるとなかなかしんどいところもありますが、高学年だとかになってくると、

そういうことも踏まえてレンジャーの活動の内容なんかについてもいろいろ、私どもも情報共有をさせていただいておりますので、そういう中で伝えていくとか、河川管理者が伝える方向だとかいうことで、そこは連携をこれからして、イベントだけに終わらせずにいろいろと河川の状況なども今後伝えていきたと思っております。

○中谷委員長

はい、ありがとうございます。

ほかに委員の皆様、いかがでしょうか。はい、平山委員どうぞ。

○平山委員

利用の8ページのところで、このアーバンキャンプを社会実験として試行されて、今後どういうふうに事業を進めていくのかということをお願いしたいです。

もう1点、同じく利用の3ページで実施内容のところに不法係留している船がどれだけ減ったかということが書かれているんですけども、この残っている42艘の所有者がわかってちゃんと指導をできる状況なのか、今後どういうふうに対応され、どれくらいの改善の見込みがあるのかを教えてください。もし所有者にコンタクトが取れないのであればやり方を変える必要がありますし、どういうふうに進めていくのかというのが気になるので、この2点を教えてください。

○中谷委員長

はい、お願いできますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 副所長 矢野）

まず1点目の淀川アーバンキャンプの実施ということですが、実際は今年度も引き続き淀川アーバンキャンプを実施しておりまして、規模もより大きくして、かなり内容も充実させて民間事業者なども来ていただいて利用をして、台風等の関係もございまして何日かお休みになったんですが、かなり好評でして、いろんなアウトドアのキャンプ用品だとか実施だとかいうことで民間事業者も来ていただいた中で、都会でのキャンプみたいなところで好評だったということなので、引き続き都会での魅力あるような水辺の遊び方みたいなところは続けていきたいなというふうに思っています。

あと、不法係留でございますが、船舶のナンバープレートみたいなのがついてあって、そこまで追っかけてというところまではできてなかったと思うんですけども、巡視のときに不法係留しているというような注意の看板とか紙というようなものも貼って注意を喚起したりだとか。多分、巡視のときに人がおられたら、そのところに行って話をし

て、不法係留でということの対応をとっていただいていますので、今、平山委員がおっしゃられるように、ただ単に船がたまたまなくなったというか、もうちょっとどういうふうにすれば計画的にこの42艘が減るかということは、少し考えていきたいと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 桑島）

淀川事務所の桑島です、お世話になります。

補足をさせていただきますと、最初のアーバンキャンプですが、水都大阪という取り組みを府のほうでやっていただいております、それとタイアップして河川敷の開放を進めていく方法で今回の取り組みをやっているんです。地域的には地域活性化に河川空間を活かしていただくというようなこともやりたいし、それから行政的な話をする、占有のあり方みたいな話を一つのモデルとして検討していきたいなというふうに考えております。

当面、こういった取り組みを試行的に進めることによって、よりよい河川利用のあり方みたいなものを見きわめるようなこともやっていきたいなというふうに思っております。

○平山委員

私が質問した2点目についてはわかりました。

1点目について、この事業の内容を否定しているわけではなくて、私はとてもいい取り組みだと思うんですけども、社会実験をするのであれば何年まで試行として、いつぐらいに今後の方向性を出すというようなタイムスパンも含めた体制づくりをもう少し記述してもいいのかと思いました。

以上です。

○中谷委員長

はい、上田委員、どうぞ。

○上田豪委員

同じ意見なんです、地域活性化と占有のよりよいあり方というような話が今あったんですけども、根本から考えていったら今現在の川のある姿、例えば河川公園の野球場とかいろいろあるわけですけども、それについても水陸移行帯の再生・水平な高水敷等の切り下げなど横断方向の問題点はあるということで徐々に変えていっているということがあると思うんですね。ここの場所も確かに広大な広場があって、都会のビルを見ながら一杯飲みながらアウトドアと、これはまた楽しい話かもわからない。だけど、川の現状が河川公園で指摘されたのと同じような問題点についてどうするのか、そういうことについてもセットでないと具合が悪いなと思います。

同じような話が大阪府の大川で砂場を埋めて砂浜をつくるという話があったときに、私もそのワークショップに出ているわけですが、セットの話として、その周りの自然再生をどうするのかというようなことで、まだ今議論もしているわけですが、そういうものと一緒にならないと先ほど言った話と一緒に、ここはいいとこやでという話ばかりになると、今ある川はそのまま全面的に肯定されるだけになってしまう。そうすると、この間の川の課題点、問題点として流域委員会で指摘され、回復していこうという流れが飛んでしまうということにならないようにしないといけないと思っていますので、その点の取り組みをどうするのかということもセットでこの中に載せていかないといけないんじゃないかなと思います。できていないのであれば、できてないとした上で、それをどうしようかという次の一手を考えるということをしていただきたい。

それと、大川もそうでしたけれども、そのときにぜひ市民を入れながら、ワークショップ等で合意形成をしながらこの利用を進めることが重要だと思います。その市民の入れ方もあると思います。キャンプをしたい人もいるし、自然再生の人もいる。こういうことを総合的に検討する場というのが必要じゃないかなという具合に思います。

以上です。

○中谷委員長

今のご意見ということでよろしいですか。

○上田豪委員

はい。

○中谷委員長

はい、多田委員、どうぞ。

○多田委員

すみません。資料－3－5の11ページなんですけども塔の島、宇治市の観光入込客数の表現のところなんですけども、実はまだ宇治川改修工事が平成30年度まで、それに伴って塔の島の上面整備もこれから整備されていくという中で、平成25年に395万人、平成27年に560万人、これは増えていますが、実は平等院の改修工事が完了し、一気に500万人まで戻ってきたというようなところがあると思います。このような数字を入れられるのであれば、塔の島のほうは府立の公園になっているので、京都府の山城北土木事務所が塔の島の入場の数の管理をしています。そちらの数字をこちらに入れられたほうがいいんじゃないかなと思います。

○中谷委員長

ご指摘、ありがとうございました。それはちょっと受けとめていただいて、データの使い方を検討いただければと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 副所長 矢野）

そうですね。観光客と並べて、公園に来た利用客という部分も一度確認して、どんなような推移になっているかというところは見させていただきたいと思います。

○中谷委員長

ありがとうございます。

○志藤副委員長

いいですか。

○中谷委員長

はい、どうぞ。

○志藤副委員長

すみません。利用のところの10ページのホームレスの対応内容・確認数というところなんですけど、これは一番最初の河川整備計画のところにも記載されている、ホームレスに対して洪水等による危険性を周知するとともに、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に基づいて引き続き自治体福祉局等と連携し、自立支援に向けた情報交換等の対応を図るという文脈で、利用という項目の中の憩い安らげる河川の整備という項目に入っているんですけど、この法律、特別措置法は時限立法でして15年で法律が消えるので、平成14年が法律ができたのではなかったのかなと思うんですけど、もうすぐ法律が切れていくこととなります。この機会を捉えまして、この利用という項目に果たしてこれを置いてあるのが妥当なのかどうかということと、特に観点のところと果たしてこれがどうつながるのかということを検討されてはいかがでしょうか。これは最初からちょっと違和感があったんですが、きょう改めて見るとすごく違和感があって、どちらかというを書いてある中身としては危機管理と言いますか、ホームレスの方が安易に撤去等を強要されているというふうには全然考えておりませんが、どちらかという危険なところに起居されているという状況があるのであれば、そこについての対応をしていきたいと思いますというふうに文脈的には捉えられるんですけども。とすると、ここにこれを置いておくのが果たして妥当なのかどうかということも法律が切れるのも一つの区切りですので、検討されてはどうかと思います。

あと、確認数そのものも徐々に減っているんですけども、これは多分危険ですよということを情報提供したからといって引越していかれたわけではないと思いますけれども、管理されているところでも一件一件回って話しかけているというふうに努力されているとお伺いしております。その努力というものによって減っていつているということも考えられますけれども、ちょっとこの数の減少確認数というのは、なかなか根拠として何がどうなってというふうに言いにくい数だなと思いつながら見ておつたんです。そのあたりは何か、感覚としてそちらのほうで感じておられることとかあるのであれば教えていただきたいと。

2点ですけども、法律の時限が切れるというのと、それに伴って利用というところに置いておくのが果たして妥当なのかということと、数そのもののことで何かお気づきのことがあれば、ちょっと教えていただきたいということです。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 副所長 矢野）

今ご指摘の場所ですが、淀川水系の河川整備計画の中で危機管理なのか利用なのかという、憩い安らげる河川の整備の中の一般の利用客からすると何かちょっとホームレスの方がいるとなかなか近づきがたいとか、言葉は悪いですけど、ちょっと怖いだとかというような声を聞くこともあるので、当時いろいろと検討された中には利用で憩い安らげる河川の整備という観点で、その中にはホームレスの対応内容でありますとか、確認数をもって進捗点検をしていこうということでやったので、今、副委員長が言われますように時限立法で切れたところに危機管理で洪水になったときに流されますよと言うだけではなくて、やっぱり河川敷から違うところに移動していただけることを我々河川管理者としては思っておりますので、ちょっとどこに置くのが一番座りがいいのかということは、また内部でもいろいろと検討はさせてもらいたいと思います。

2点目の人数ですけども、河川巡視なんかにおいて、どこに、どの方がいますというのは一応把握はしてございます。新たなところに増えた、減つたというところは、数は把握をさせていただいておりますので、ここ最近は見ないなだとか、小屋がなくなったなだとかいうことで確認数は把握しているということです。

○中谷委員長

よろしいですか。

○志藤副委員長

はい。

○中谷委員長

はい、上田委員、どうぞ。

○上田耕二委員

利水のほうで川上ダムに触れられていましたけども、用地の未取得がございますよね。何かこの数字の1%って、ここしばらくずっと、何か横ばいと言いますか。少し前は5%で進捗しているのか等、私の記憶が間違っていたら何ですけど、何かずっと見せていただく資料は、このまましばらく進捗が無いように思うんですけど、ちょっと教えていただきたいと思います。

○河川管理者（水資源機構 関西・吉野川支社 副支社長 青山）

水資源機構でございます。未取得の用地については、近年、部分的に買収出来たところもございますが、依然として買えていないところもございます。引き続き交渉を続けているところです。

○上田耕二委員

事業進捗には特段問題無いところですか。何かダム本体の部分とお聞きしたことがあるのですが、ダム本体の部分で買えてないところは無いということでしょうか。

○河川管理者（水資源機構 関西・吉野川支社 副支社長 青山）

ダム本体の堤体敷に、未取得の用地が少し残っていましたが、そこは買収出来ております。ただ、その上流側の貯水予定地の中に、まだ一部未取得の用地が残っている箇所がありますので、そこは引き続き交渉を続けているところです。

○上田耕二委員

すいませんが、ダムの足を引っぱらないようにお願いします。

○河川管理者（水資源機構 関西・吉野川支社 副支社長 青山）

はい。

○中谷委員長

ほかにいかがでしょうか。はい、須川委員。

○須川委員

利用の2ページに舟運で都心の中にたくさん自然があると書いてあります。また、3ページには水上バイク、プレジャーボート等の規制の話があります。先ほどの話題にも出ましたが、淀川本川では、特に秋から冬、春にかけて、カモ類の仲間とか水鳥がたくさんやってきました、その時期に観光船が出るかどうか知りませんが、多くの方々の感じ取れる

自然があると言えます。でも、それは水上バイクなどで追い払ってしまうと、元も子もなくなります。例えば、琵琶湖ならば条例で水鳥が集結しているような場所を把握して、そこはプレジャーボートを規制しましょうというスタンスになっているわけです。ですから、河川の中の淀川の自然利用を進める場合に、基本的にそういう人々が楽しめる自然がどこにあるのか、どの季節はどうかという重点をまず把握して、それを潰さない形の利用を進めていく必要があります、その辺の記述がまだ十分では無いと思います。

ほかの分野にもわたっているのでしょうかけれど、ちょっと不足しているという印象を持ちました。これは意見です。

それからもう一点、利水の2ページに、いつも慣行水利権の許可の話がうかがえます。細かい点は私はわからないのですが、上下流の堰問題、堰を改良する、リハビリするという話が別のほうで話題になっていました。そういう問題と絡んでくる事案というのがあるのでしょうか。例えば、ここはずっと使っているということで、合理的にこういう水利権設定をきちっとされて、その説明のもとに見通しができるといいのですが、そうじゃなくてほったらかしにされているところが、そのために堰のリハビリとかも手のつけようがないという問題が起こっている場所があるのかをお教えいただきたいと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 副所長 矢野）

今、言われた水利権の見直しで、慣行で今まで取ってた部分の方にすれば、許可水利にしても余りメリットがないんですね。今、須川委員がおっしゃられるように、例えば受益地の面積が水を配る奥のほうで田んぼをやめてしまって、もう水を配らなくなっていいだとかになると、取る量も少なくていいということで、水利権をお持ちの方も納得いただけることもあるんですが、途中、途中歯抜けになってトータルの面積的には減ったとしても、やっぱり水は量だけ取っておかないと一番奥の田んぼの方まで水が行かないだとかというような、いろんな条件もございます。そのほか、取る量が本当に減らされて自分らが使いたいときに本当に使えるのかどうかだとかいうご心配もあるわけなので、そこはデータだとか水利権更新のときに状況などで、ここに書いていますようなサポート可能なところを河川管理者がやって、向こうもそれを理解して、わかったというようなことになればいいですが、地道な作業がかかるというふうに私どもは思っております、今日言って、明日できるものではなかなかないので。とはいえ、いろいろと働きかけだとかは河川管理者としてはやらせていただいているという状況になってございます。

○須川委員

例えば河川環境の面から見て堰の手直しとか、そういうことが必要なことがあって、それとこの問題というのは何かリンクすることがあるかどうかを伺いたかったんですが。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 副所長 矢野）

もちろんリンクというか一緒です。堰を取ることと、堰を改築するときにも届け出という申請をしていただくことになります。

○須川委員

はい、わかりました。

○中谷委員長

はい、亀井委員、どうぞ。

○亀井委員

いろいろなご意見を伺ってしまして、一番感じることは、このアーバンキャンプのことや、船による水上の利用も含めて、ここの文面から感じ取れるのは、どうしても人間が楽しむというところや、反響がよかったとか、今後そのような利用がずっと進んで行くような気がして、アーバンキャンプもこの広い広いところにたくさんの方が次回もっと一時的にアウトドアを楽しむということになりそうなので。実際、川の好ましい環境を守った利用という面では、キャンプというものを川でするときにどういうふうに河原の石を守り、どういうふうに終わった後の焼け焦げた草をつくらないか、そういうことを守りながら人間も川を利用するにはというのが、さっきの季節ごとに来る渡り鳥のために水上バイクが走るということも踏まえて、もっと両方の望ましいところが離れていくような感じが、この資料から受け取れるんです。そのあたりは、感情的には正直もう少し、私たちが川の大自然の生き物たちと川を共有しながら人間が楽しむ方法というのをどこかに感じ取れるようなところがなかったのが少し残念でした。

○中谷委員長

今のご指摘の件について、河川管理者さんからどうでしょうか。多分、河川敷の中にある公園とか、さっきの豪華なグランピングといいますか、ああいうところの楽しみ方、ゾーン分けをしてどうやというようなところは資料の中に余り明記されてなかったから今のご意見になるのかなというふうに聞いてたんですけど。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 桑島）

重要なお指摘だと思いますけども、利用も決して河川環境を無視して利用しようというようなことは考えておりませんで、むしろ都市内の広大な自然空間といったところを利用

することによって自然に親しんでいただき、川で生息する生物やなんかに関心を持っていただくいい機会にも多分なるんだと思うんです。ですから、保全と利用をどこで調和をとって行くのかというのは非常に難しい問題ではあるんですが、決して排他的にあっちを立てればこっちが立たずというようなものでもなくて、双方が近づいていくような方向で物事を考えていきたいなというふうに思います。

○中谷委員長

ということによろしいですか。

○亀井委員

ちょっとよろしいですか。

○中谷委員長

はい、どうぞ。

○亀井委員

淀川の場合は広大な河川敷がありますので、今までゴルフに使っていたところを子どもたちのスポーツ用に、または、それからもう一步進んで芝生に戻して、こういうキャンプができるよという、あくまでも人間が広い広い目の前のこの敷地をどう使うかというところのみに進んでいるような気がしまして。それはそれで恐らく行政の市民に対するサービス、管理をしながら理解を得てサービスするところにおいては、それはある種正しいのかもわかりませんが、川の何%かを人間がそういうふうに占有していることについて、やっぱり違和感を感じる。団体でなくても個人個人でも川のありようを季節ごとに楽しんでいる人にとっては、やっぱりこういう目の前で起こっていることとか、こういう文面を見たときに、あくまでも人間サイドの利用だなという単純な感想しか生まれません。言葉とか表現を巧みにではなくて、やはり生物多様性というのも打ち上げた割には、ここ3年を見ていまして、どこにという感があるのと同じように、そのところがやっぱり、環境だけを大切にとは思ってありませんが、環境をずっと見続けている人間にとっては少し残念な気がするのです。

○上田豪委員

ちょっと関連でよろしいですか。

僕も同じようなことを言ったんですけども、先ほどあったグラウンドを芝生に戻すとか、利用されなくなった広大な、人間が利用するつもりで開発したところを今利用が少なくなっていればもとに戻すよという流れの中に芝生化があったり、それから再自然化があった

りすると思うんですね。だから、単純に広大な空間を使えなくするというのは、商業ベースではそうですけれども、まず、その前に淀川の整備方針、あるいは流域委員会の提言等々があるわけですから、そういうことにまず注目しながら今、亀井委員が言われたようなことも考えていかないといけないのかと思います。

そうすると、話は戻りますけども再自然化とかいうこととセットの問題として、その場所が空いてたら、そういうものとして考えるし、それには市民の意見も聞きながらそんな場を設けるということが必要なんじゃないかなということでは先ほど意見を言ったわけですから、ぜひ、検討していただきたいなという具合に思います。それが検討できないんやったらできないで、なぜできないのかというところまでの回答が必要なんじゃないかなという具合に思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 桑島）

一つ、具体的なお話をさせていただきますと、例えば今までお子さんたちが野球をするのにグラウンドを利用していたと。人間が利用するのはけしからんで自然に戻しますと。以後は野球は別のところでやってくださいというのもちょっと乱暴な話かなというふうに思うんです。要は環境上、極めて重要だと思われる例えば水陸移行帯、水際の部分ですね、ああいうところを自然の状態に極力戻していくことによって、肝心なところの環境を改善するだとかいうような取り組みを始めておりますんで、急には昔のようなアシ原の人間が立ち入れないような空間になるかということ、それはなかなかそうはならないとは思いますが、環境上、重要なところについてはそういう配慮も今後ともしていきたいなというふうに思っています。

○中谷委員長

はい、ありがとうございます。多分、この議論をやり出すと何回も委員会を開いてもらわんと収まらないんじゃないかという気がしますし、今も所長からお話がありましたが、多分この場の委員さんでもいろいろ当然思いがありましょし、例えば今もグラウンドの話がありましたけど、これまでの経過もあり、何かそういうことに関しては河川保全利用委員会等も組織されているんな議論も進められているところですし、きょうのご意見は受けとめていただいて、とはいえ、これだけたくさんの方が住んでいて、それぞれ楽しみ方が違うのに、どういう楽しみ方をするか。野球のグラウンドというのは、一つの高水敷の極端な例やと思うんですけど。それとかワンドへ行って自然を楽しむとか、いろいろあると思います。

その辺で進捗点検としては、いろんな機会で整備計画に書かれたことを踏まえながら、いろんな組織立てをして進めていますということですし、今出たご意見もまた踏まえていただいて実際の施策を進める際の重要な事項やと思いますので、取り入れていっていただけたらというふうに思います。その辺は、こういう機会を持っていろいろ議論をしていき、また方向性が見えてくるのかなというような気もします。今、亀井委員からお話があった、この件についてはちょっとここまでということにさせていただきます。

○上田豪委員

それで結構なんですけど、この場所ですけれども、今はどういう利用をされている場所に位置づけられているんですか。この芝生広場は、河川公園上いろいろありますよね、何々広場とか。このアーバンキャンプをしているところは、どういう位置づけになっているか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 桑島）

アーバンキャンプのところですか、河川公園として。

○上田豪委員

河川公園ですけど、いろいろ。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 桑島）

芝生広場的な利用です。

○中谷委員長

はい、ありがとうございます。

先ほども言いましたように議論は尽きないところだと思いますけども、時間のことも気になっていますので、次のパートへ進めさせていただいて、また関連するところがあれば、そこでまたご発言いただければいいかというふうに思います。

それでは、淀川・宇治川の件に関しましては一旦ここまでとさせていただいて、上流部の瀬田川・野洲川の議論を進めたいと思います。まず、資料－１－１で社会情勢の変化等についてのご説明をお願いします。

2) 淀川水系河川整備計画に基づく事業等の進捗点検について（瀬田川、野洲川）

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 事務所長 山口）

ご苦労様です、琵琶湖河川事務所の山口といいます。よろしく願いいたします。僭越ですが座って説明させていただきます。委員長がおっしゃったように時間も押してまいりましたので、簡単にご説明させていただきます。私のほうから2点、ご説明いたします。

1つ目は、近年における「社会情勢の変化・地域の状況」ということで、3ページをご

覧ください。全国的には人口減少が激しいというふうに言われているんですが、滋賀県は、ほぼ横ばいなんですけども、この瀬田川・野洲川の沿川では平成22年と比較しまして約3%人口が増加しております。しかも、ニュース等で見ると限りでは、子育て世帯がいっぱい入ってきていると。根拠は、やっぱり立地がいいということで、新快速で京阪神にも行きやすいですし、そういった事情に鑑みて人口が増えている全国でも希少な地域だということでございます。企業も新名神が通ったりして交通の要衝でございますので、多くの企業が張り出してきているところがございます。

4ページ、近年の出水状況でございます。もう御存じかと思いますが、平成25年9月の台風18号、久々にインパクトが大きかったと思うんですが、私どもが管理しております瀬田川洗堰におきましては41年ぶりに、操作規則を平成4年に制定後初めてとなる全閉操作を実施いたしました。これで琵琶湖で水を頑張って貯めたことや、中段に写真がありますが、天ヶ瀬ダムもぎりぎりまで貯めたことで、宇治川での決壊とか壊滅的被害を回避できたところがございます。

5ページでございます。この平成25年9月台風18号のときには、我々の管内におきましては、滋賀県の管理でございますが金勝川という川で堤防が決壊いたしております。また、下のほうの写真になりますが、琵琶湖を全閉して、水位がどんどん高くなっていた影響もありまして内水被害が幾つか生じたところがございます。昨年の9月の台風18号におきましては、野洲川で一部河岸が侵食されたところがございます。これは応急、緊急的に復旧しております。

利用に関することでございます。近年、琵琶湖を一周する「ピワイチ」、特に自転車等で回るということがすごい人気になっておりまして、昨年の平成27年には年間約5万人が琵琶湖を一周しているという統計が出てきております。また、約10万人の方が琵琶湖一周をするのは大変ですけども、一部区間だけでも自転車で利用されているということで、地元の自治体の方はそこをしっかりと観光に活かしていくということで「観光ネックレス創造事業」というものを掲げまして、観光振興を活性化する取り組みをされております。

具体的には守山市が熱心なんですけども、今はラフォーレという資本で動いているホテルを来年にマリOTTホテルに資本替えするというので、より海外の観光客を呼び込めるんじゃないかと。あと、GIANTストアというのは自転車で知る人ぞ知る大メーカーらしくて、台湾からわざわざ支店を誘致したところがございます。さらには漁船タクシーというので、琵琶湖を一周するのは大変ですので途中ショートカットする漁船タクシーという

のを実証実験でやっております。自転車をいろんなネットワークでつなぐということで、非常に地域の活性化に寄与できるんじゃないかと考えています。近江鉄道も従前からサイクルトレインということで、電車内に自転車を持ち込むこともできます。こういったことを有機的にネットワークすることで地域の発展になるので、我々もそこを支援していきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして2つ目、「今後の河川整備の新たな視点」でございますが、昨年、関東・東北で大きな災害がありました。それを踏まえまして「水防災意識社会 再構築ビジョン」というものを掲げまして、各流域ごとに取り組みを定めています。

野洲川におきましては、ことし6月に決定させていただきまして、おおむね5年で達成すべき目標として、まずこの特徴は、やはり琵琶湖水位の影響を長期的に受けるということで、洗堰を閉めるなり絞って下流域を守るために琵琶湖の水位が長期的に高くなるということで、それらを踏まえた上で、「自ら行動し、地域の防災力を高め」「社会経済被害を最小化」していくために、3本柱の目標の達成に向けたものを掲げております。

1つ目は「逃げ遅れをなくすための避難行動、長期的な避難のための取組」、2つ目は「確実な避難時間の確保、浸水被害軽減のための水防活動の取組」、3つ目は「生活再建、社会経済活動を一刻も早く回復させるための復旧活動の取組」、これを具体化するためにハード・ソフトを関係市と連携して取り組んでいこうと決めたところでございます。

もう1つ、コアなところは、やはり広域的に物資なり人なりを避難とか救援物資を運ぶ必要があるということで、道路管理者である滋賀国道事務所にも入っていただきまして、ネットワーク的な観点での被害軽減策というのを模索していこうというところを狙っております。

続きまして、先ほどちょっと利用面を述べさせていただきましたけど、ビワイチにおきましても、私どもで何かできないかと頭をひねっているところでございます。既に瀬田川においては管理用通路を活用いたしまして散歩をしやすい小径というものを整備しております。現在、非常にたくさんの方に楽しんでいただいているところでございます。

また、地域の方から野洲川の河川敷について、そういった整備をしてもらえないかという声もありまして、ビワイチと連動をして若干寄り道コース的なものをちょっと造ってあげまして、左側にありますけれども野洲川沿川でサイクルトレインにつながるような動線を結んだり、あと瀬田川を活用して下流のほう、天ヶ瀬ダムのほうで再開発事業をやっているんですけれども、こちらのほうにも抜けていくような動線を引っぱることに寄与でき

ないかとか、あと琵琶湖疏水の関係で京都へ抜ける動線、そういったところを我々のほうで何か、直接的にハードができるということは少ないと思いますが、何らかの支援をして地域に貢献できないかということを考えている次第でございます。

最後になりますが、最近、水草、外来水生植物が琵琶湖のほうで課題になっておりました、繁茂したものが切れて瀬田川に全部流れ込んできます。流れてきて漂着するとゴミ等漂着し悪臭を発生させるということで、なかなか地域の方々もご苦勞をされております。これを直接的に対策するという手だてが今のところないものですから、直接汗を流して、あと関係機関と連携して何とか減らしていこうという努力をさせていただいています。支援というのは、取ったばかりの水草は水分を含んで重たいですので、それを乾燥させて減量化させるというだけでも非常に助かるということでそういう場所を提供したり、あとNPOのIVUSAという学生の団体がいらっしゃるんですけど、そちらの方と一緒に一日汗を流して、約20tの水草を除去したり、漁協の活動もそこを支援しながら、こうしたことを大津市とか滋賀県と連携してやらせていただいているので、今後も続けていきたいなと思っている次第です。

簡単ですが、私のほうから説明は以上です。

○中谷委員長

はい、説明ありがとうございました。今、所長さんのほうから、この地域における社会情勢の変化、あるいは水草の話も含めご紹介をいただきましたが、質問等は委員の皆さん、いかがでしょうか。はい、須川委員。

○須川委員

たくさんあるんですが、一つに絞ります。

一番最後の水草の仮置き場所がなぜ瀬田川にあるかという話につきまして、実は現地視察をさせていただいたときも少しお話をさせていただいたんですが、瀬田川の構造として、細い帯状であれヨシ帯が生育できように河岸になっているはずなのです。現在、そのヨシ帯が生えているのが滋賀大の近辺だけで、それ以外の場所はほとんどヨシが生育していないという状況です。ちゃんとヨシが生育すると、景観的にも大分雰囲気が変わってくると思います。もちろん、水草の刈取り対策するためのヤードは必要ですけども、ヨシ帯復活に向けての工夫というか、そういうことも取り組んでいただくと、この小径の景観が変わってくるのではないかと前から私は思っております。

○中谷委員長

今ご指摘がありました、ちょっと全体の話の説明なので、これ以降いつもどおり人と川とのつながり、河川環境というパートに入りますので、その説明も聞いた上で今のことに答えていただくとか、そういうことでもよろしいですか。

○須川委員

構いません、はい。

○中谷委員長

ということで、きょう資料を準備していただいていますので、まず2つに分けます。

まず、準備してもらっている資料-1-2と資料-1-3ですね。人と川とのつながりと河川環境の部分についての説明をお願いします。

○河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 調査課長 森田)

琵琶湖河川事務所の森田と申します。座ってご説明させていただきます。

では、お手元の資料-1-2「人と川のごつながり(瀬田川・野洲川)」についてご説明をさせていただきます。

資料を開いていただきまして2ページ目からご説明をさせていただきます。実施内容は重複しているものが幾つかございますので、観点・指標についてはそこに関連するものを並記をさせていただきます。

こちらは、住民参加推進プログラムの作成・実践、そのほか河川レンジャーの充実ですとか住民に関心を持ってもらうための取り組みなどについての進捗内容のご報告でございます。こちらは実施方針のところに書いておりますように、私ども琵琶湖河川事務所のほうでは、住民の方々にご利用いただける施設としまして、ウォーターステーション琵琶湖というものを運営しております。こちらを利用していただいている住民団体の方々が集まってウォーターステーション琵琶湖の会というものを組織をされております。その組織をされている会の方々と私どもの事務所のほうでは共催でイベントを行っております。

そのイベントが実施内容のところに書いております第8回水辺の匠というものでございまして、ここではふだん体験することができない鮎の手づかみ体験ですとか、琵琶湖のヨシを使ってヨシ笛づくりなどを子どもに体験してもらうことを目的としたイベントとして開催をしております。この写真をつけておりますのは平成27年7月に開催したものでございまして、2日間で約3,600名の方が来場いただいたという実績でございます。

河川レンジャーにつきましては、河川レンジャー制度運営委員会というものを設置しております、レンジャーの活動方針、実際の活動報告について学識経験者や住民の代表に

よる審議をいただきながら充実を図っているところでございます。現時点ではレンジャーは4名おられまして、実際のこれまでの実施内容について資料の右下のほうの交流内容のところでご紹介をしているところでございます。

また、河川レンジャーの方に住民と行政との仲立ちをしていただいた例としまして、実施内容の欄の右上、野洲川ヨシ帯モニタリング調査のところのご紹介をさせていただきます。野洲川河口部ではヨシ帯を再生する事業を行っておりまして、そのモニタリング調査を行っております。その際に地元中学生のご協力も得まして、実際のヨシ帯の面積などの計測を行っております。その地元の中学生と私ども事務所の仲立ちを河川レンジャーの方にさせていただいて、連携した調査というものを行っているところでございます。

住民参加による清掃活動や啓発活動につきましては、資料中ほどにありますような瀬田川クリーン作戦ですとか水生生物調査というところで行っているところでございます。

また、学生を対象とした出前講座についても沿川学校の方々を対象としたもののほか、資料の左下につけておりますように、京都府内の府立洛北高校附属中学校のほうでは、これまで11年連続で出前講座をさせていただいております。クイズなどを取り込んで手を挙げていただけるような、積極的に出前講座に参加していただけるような取り組みを行っておりまして、学校の副校長のほうからは自然、生物、歴史、防災、工学など領域が多岐にわたっているということで、生徒の知的好奇心が高まっているのではないかといったコメントもいただいているところでございます。

続きまして資料の3ページ目、こちらは情報発信の充実に関する進捗内容でございます。私どもウォーターステーション琵琶の隣に広報施設のアクア琵琶といったものを運営しております。このアクア琵琶を活用しまして事務所の事業に関する説明をさせていただいております。天ヶ瀬ダム再開発事業が今、事業の最盛期を迎えておりまして、この事業についても理解をしていただくということで、平成28年3月に天ヶ瀬ダム再開発に関する展示コーナーというものをアクア琵琶のほうに新設をしたところでございます。こちらでは水理模型実験をした模型をそのまま展示をするなど、より理解を促進していただけるのではないかとというような展示に心掛けているところでございます。

そのほか、その実施内容の中段にございますように「魅せる！現場」と銘打ちまして、通常は立ち入りが制限される工事現場に一般の方々に来ていただいて、事業の目的などについて見学をしていただくツアーというものも行っているところでございます。それらの結果として一番下の段に書いておりますが、まずアクア琵琶の来館者数のほうにつきまし

ては、平成26年度から土日にも開館するようにはできましたので、それを受けて来館者数のほうが増加をしております。これは、平成25年度までは土日開館はできなかったんですが、ボランティアの方々のご協力を得まして平成26年度からは土日にも開館できるような体制が取れて、その結果増えたものというふうに推察をしております。

天ヶ瀬ダム再開発の現場の見学者数のほうにつきましても右のほうにグラフとしておつけしております、工事自体が平成26年度から本格的に動き始めたということで、26年度には1,500名、27年度には「魅せる！現場」も功を奏したということで約倍増したというような状況になってございます。

続きまして4ページ目、小径の整備についてのご説明でございます。私どもが管理しております瀬田川と野洲川それぞれで小径の整備を行ってきております。まず、瀬田川のほうにつきましては、瀬田唐橋から瀬田川洗堰までの左右岸に管理用通路を利用しました散策路の整備を行ってございまして、こちらが平成26年度に完了してございます。整備を終えるだけではなくて、そこに合わせまして観光情報等を掲載した案内誘導標識などを設置して多くの方にご利用いただきたいというふうな整備を行ってございます。あわせて安全に利用していただけるように、バイクの乗り入れができないような車留めの設置についても行っているところでございます。

結果として書いておりますように、瀬田川の散策路につきましては民間団体の主催するウォークイベントのコースの一部として利用されてございまして、先住民の通勤通学のほか、こういったことで、より利用できるものが整備できているのではないかと考えているところでございます。

5ページ目は、その整備状況を図として示したものでございますので説明は割愛いたします。

6ページ目、破堤氾濫に備えたわかりやすい情報発信についてのご紹介です。実施方針に書いておりますように、洪水予報や水防警報といった災害時に発する情報について、よりその意義を理解していただけるように平常時から事務所のホームページに掲載してございます。そのほか、出前講座や広報施設アクア琵琶において住民に直接ご説明をするといったことに取り組んでおります。

その説明のほか平成27年に水防法が改正されまして、ことしそれを受けて平成28年6月に野洲川の洪水浸水想定区域図を公表しております。その洪水浸水想定区域図を図として公表するだけではなく、各破堤点ごとに、その場所が破堤したときにどの地点まで、どれ

ぐらいの時間で氾濫水が到達するかといったものを氾濫シミュレーションの動画として作成をしております、ホームページのほうで公表をしております。公表した動画により気軽に触れていただけるように、事務所のほうでは YouTubeに公式チャンネルを開設しまして、そこでも野洲川浸水想定区域図の解説とあわせて情報を公表しているところでございます。

実施内容に書いておりますのは、スマートフォンでそのページがご覧になれるように作成しておりますので、その閲覧状況、そのほかアクア琵琶におきましては氾濫シミュレーションの動画がタッチパネル式の展示内容でご覧いただけるものを設置しておりますので、それを使った例えば家族連れの方へのご説明状況についての写真を掲載しているところでございます。

7ページ目につきましては関係機関との連携でございますけれども、内容自体が治水・防災のところ、また改めてご説明いたしますので、ここでは割愛をさせていただきます。

続きまして「河川環境」、資料－1－3をご覧ください。

資料をめくっていただきまして3ページ目からご説明をさせていただきます。3ページに書いておりますものは、琵琶湖南湖の再生プロジェクトに関する取り組みでございます。実施方針に書いてございますように、国交省のほか水産庁、滋賀県、大津市、草津市、守山市、野洲市、水資源機構による「南湖再生ワーキンググループ」というものを設置をしまして、さまざまな情報共有や事業の連携を図ってきております。このワーキンググループ自体は「流域企画ワーキング」というふうに改称して、現在引き続き取り組みを行なっているところです。

右のほうの実施内容で、その連携事業の一例をつけておりますので、ご紹介をいたします。琵琶湖南湖のほうでは、過去に骨材ですとか砂利採取を行なったため、湖底に深く穴があいているような状態があります。この窪地が深いものですから、その窪地の下のほうでは低酸素状態になって水質に悪影響を与えているところがあると。これについて土砂を供給して埋め戻しをして、そのほか、その上の泥化した湖底については砂をまいてセタシジミ等の繁殖環境を保全してあげようといった取り組みでございます。この窪地に土砂を供給することについて、下に付けておりますように平成26年度、野洲川で堆積した土砂を浚渫をして、その土砂を琵琶湖の窪地に埋め立てるといったような連携を行なっております。これも、この協議会を設置して情報共有をして連携してきた成果ではないかといったことで考えておりますので、こちらでご紹介をしたところでございます。この事業につい

ては、滋賀県さんのほうで取り組まれている事業ですけれども、平成30年度以降にモニタリング調査を行なっていく予定であるというふうにお聞きをしております。

資料4ページ目、こちらは外来種対策の実施でございますので、先ほどと内容が重複しますので割愛をさせていただきます。

6ページ目、こちらは良好な景観の保全・創出に関する取り組みでございますけれども、後ほどこれも利用の景観の点で同じような説明が出てきますので割愛をさせていただきます。

7ページ目、こちらが河川の連続性の確保、特にここでは横断方向の連続性の確保についてのご紹介でございます。実施内容、左のほうに写真を付けておりますように野洲川につきましては放水路として整備された河川でございます、河口部のほうでは「整備前」と書いた写真がありますように矢板護岸で整備をしております。この矢板が切り立っているために生物の横断方向の移動を妨げているのではないかという懸念がございまして、ここについて生物の移動をしやすくするような連続性を確保するためのヨシ帯の整備を行いました。

この整備自体は平成26年度に完了してございますが、それ以降、ヨシ帯の面積の変遷についてモニタリング調査を行なってございます。このモニタリング調査に際しまして、先ほどご紹介しましたような地元の中学生と連携をして、中学生の方がヨシ帯の施工面積を計測していただくような調査を行なっているところでございます。ヨシ帯の調査とあわせて、そこにいる魚類の調査についても行なっているというような状況でございます。

結果に書いておりますように、ヨシ帯の面積につきましては整備以降年々拡大してきておりまして、平成27年度末時点で計画しておいた面積をほぼ整備をしているというような状況でございます。

続きまして、8ページ目のほうは落差工の改良内容ですけれども、こちらは平成20年度に整備完了した内容でございますので、説明については割愛させていただきます。

9ページ目、琵琶湖の周辺で産卵をしますコイ科魚類の産卵・生育に配慮した琵琶湖の水位管理についてのご説明でございます。実施方針に書いておりますように、瀬田川洗堰の操作規則にのっとって治水・利水に影響のない範囲で穏やかな水位操作に努めております。ただ、琵琶湖の周辺のこの写真にありますようなヨシ帯とか湿地の場は魚類の産卵・生育場となっております。特にコイ科魚類の産卵の場となっているということで、琵琶湖の水位が上がった際に、その水位をたちまち下げると、その産んだ卵が干出してし

まう、干からびてしまうとといった状況がございますので、それを極力水位を維持してあげることによって卵の干出を防ごうということの取り組みをしております。

これらで約10年間、さまざまな調査や試行を行なってまいりまして、平成25年度に試行操作（案）というものを取りまとめております。この試行操作（案）の内容については、実施内容右列の中段に書いておりますように、治水と利水に影響を与えない範囲において魚が産卵しやすいと言われている水位を維持。それとともに降雨によって上昇した場合には、その水位を極力維持して孵化するのを助けてあげようといったものでございます。

その方針に基づいて平成26年度・27年度と操作をしてきた例を、その下にグラフとしてつけております。平成26年度のほうをご覧ください。まず、上から紫色の棒が下りてきておりますのが雨量を示しております。下から黒い棒が上がっておりますのが瀬田川洗堰からの放流量。真ん中にありますのは青い線が琵琶湖の水位でございます。この中で平成26年4月29日あたりをご覧くださいますと、上のほうから棒グラフの長いものが下りてきておりまして、約30mmほどの雨量が観測されました。琵琶湖の水位のほうは、それに応じて上がっておりますけれども、下の洗堰の放流量を見ていただきますと15m³/s程度で変化していないということで、今度は放流量を上げると水位が下がっていくんですけども、できるだけ水位を維持してあげようという操作をしたために、このように琵琶湖の水位が上がって、しばらくキープをするといったようなことを行なってまいりました。

平成27年度のほうのグラフをご覧くださいますと、6月3日以降、下から出ております洗堰の放流量がかなり大きくなっている日が連続しております。これは、赤い線で常時満水+30cmというのと、洪水期制限水位-20cmというものがございましてけれども、琵琶湖の水位については、洪水に備えてあらかじめ下げているというふうなことが操作規則で決められておりまして、6月16日からは-20cmにするといったことが決められております。その-20cmに下げているようにするために、洗堰の放流を大きくしております。

ただ、見ていただきますとわかるように、この6月3日以降、紫色の棒グラフがかなり長いものが下りてきておりまして、水位を下げるのが非常に困難であって、洗堰からの放流量を大きくしなければならなかったと。水位調整が非常に困難だったということも事実としてございます。ですので実施方針の下段に書いておりますように、今後も制限水位の移行期におきまして、治水・利水への影響を把握しつつ、上下流に大きなインパクトを与える全開放流は極力行わないような計画的な水位低下について検討してまいりたいというふうに考えております。

10ページ目は継続的な水質調査に関してのご報告でございますので、説明は割愛させていただきます。

11ページ目、流域の土砂生産ですとか移動・堆積に関する実態把握でございます。こちらは平成25年度に砂防堰堤を整備しましたが、25年度末をもって砂防事業につきましては滋賀県のほうに移管をしている内容についてご紹介をしております。

12ページ目、モニタリングの実施について、こちらについても先ほどのご説明と重複しますので、説明は割愛させていただきます。

13ページ目、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工についてでございます。瀬田川につきましては、河道掘削を主な工事としまして行なっております。河道掘削で河床を掘削する前には、環境情報図等で植生状況をまず把握をしております。その上で専門家の方にお越しいただきまして合同で現地調査を行なって、移植すべき種があった場合には、それを移植した後、河道掘削を行なうといったことの配慮を行なっております。

野洲川につきましては、工事発注前に、例えば野鳥の繁殖期に配慮した施工時期ですとか、施工範囲について専門家の方にご指導、助言をいただいて、その上で樹木伐採を行なっているという状況でございます。

14ページ目につきましては、滋賀県さんが設置をする際の橋梁の色彩について、河川管理者以外の者が管理している施設に対する働きかけに助言を行なったことについてのご紹介でございます。今、瀬田川洗堰の下流のほうで瀬田川橋という橋梁を滋賀県さんが設置をしておりますけれども、平成23年度に瀬田川水辺協議会の専門部会において、河川管理者はこの色彩について景観への調和について検討を行なっております。結果としましては、もともと滋賀県さんのほうで計画しておった色彩で問題はないという結論を得ましたので、それに基づいて現在、滋賀県さんのほうで施工されているというような状況でございます。

15ページ目は人材育成のための取り組みとしまして、私どもの事務所のほうで取り組んでおります「琵琶湖河川ゼミナール」と銘打ちました取り組みをご紹介をしております。特に先ほど来、出てきております外来種の駆除活動におきましては、実際に現地で作業をする前に学識者のお話を聞いて、どういったことに配慮すべきかといったスキルや知識を身につけた上で現地で駆除を行なうというような取り組みを行なっております。

ご説明につきましては、以上でございます。

○中谷委員長

はい、説明ありがとうございました。それでは、先ほど須川委員から瀬田川のヨシにつ

いてのお話がありましたが、まず、そこからお答えいただけますでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 副所長 小谷）

琵琶湖河川事務所の小谷といいます、よろしくお願ひします。

先ほどご指摘の内容につきましては、従前に小径整備をするときには、あのあたりについてヨシ帯の整備もあわせて、どちらかという修景を主にさせていただいたような感じなんですけど、一番最初の社会情勢の変化のところでもご説明しましたように、滋賀大のあたりは、まだヨシ帯がかろうじて残っているような状況なんですけれども、実は左岸側のところのヨシ帯について、これもほとんどオオバナミズキンバイに侵食というか、勢力的にもう負けているような状況で、このあたりが今一番瀬田川の課題かなと思っております。そういうことも含めて、今NPO等の活動と一緒に駆除をしているというような状況で、まずこれをやらないことには、まだ前に進まないのかなと思っておりますので、そのあたり、ちょっとご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○須川委員

ゴールが最終的にはヨシ帯の景観復活にあるということをお忘れしないで、外来種水草問題は深刻と思ひますし、実際に対策のためのヤードも必要やと思ひますが、瀬田の唐橋の周りとか、以前はヨシ帯は全部あり、そんなに幅は広くないですけれども、それがやっぱり瀬田川の景観をつくっていたわけですのでぜひ努力をしていただきたと思ひます。

○中谷委員長

はい、ほかに委員の皆様、質問、ご意見等ございましたら。

はい、松岡委員、どうぞ。

○松岡委員

ちょっとお聞きします。瀬田川と琵琶湖の水位の話ですが、宇治川塔の島改修や天ヶ瀬再開発事業を進める中で琵琶湖の水位というのが一気に下げられる能力を持つわけですが、今までの条件でも、例えば琵琶湖の漁業とかが壊滅に近い状態、危機に瀕してます。これ以上、例えば一気に水位をコントロールできるとなると、多分漁業施設は倒れることになると思ひます。だから、瀬田川の水の流れを穏やかに流下させるという何か施策は検討されているんでしょうか。これが1点。

もう1つは、琵琶湖の水位で試行されてきたと思ひんですが、どうも見る限りコイ科魚類だけでなく全ての魚に琵琶湖の資源の根本である産卵場が、かなり影響を受けているようです。だから、慎重に水位を穏やかに調整をしていただきますようお願ひをします。か

なり大事な部分だと思えます。これは、琵琶湖漁民にとっても自然の資源においてもかなり重要と思えますので、できる限り緩やかに水位のコントロールをお願いします。

以上です。

○中谷委員長

今、お話がありましたが、その話を踏まえつつ、大雨が降ると琵琶湖の水位が上がって周りが浸かっちゃうということも抱えつつ、なかなか微妙で難しい問題ではあるんですが、今もお話の中にありましたが、天ヶ瀬再開発なり河道改修ができたときに、どれぐらい瀬田川に流れているというようなところをご紹介いただければどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 調査課長 森田)

委員長のご質問は流量でよろしいでしょうか。

○中谷委員長

はい、流量です。

○河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 調査課長 森田)

流量で申し上げますと、現在、瀬田川が計画高水位以下で約 $930\text{m}^3/\text{s}$ が堤防の安全を確保した上で流れる流量でございます。河川整備計画に書いておりますのは、琵琶湖の水位が1.4mまで上がった際に最大で $1,500\text{m}^3/\text{s}$ の流量が瀬田川を流下できるような河道を確保しようとしております。

○中谷委員長

はい、ありがとうございます。

松岡委員からお話があったのは、洗堰、現状でも全開放流したときに私も近くに住んでいますので琵琶湖といえども、漕艇場があるあたりでも結構な流速があつて、藻なんか浮かんでいると、ずうっと目で追っていくと、かなり早く流れているなみたいな状況があるんですけども。冒頭申し上げましたように、いろんな方面への影響があるんで、そこら辺は操作規則にのっとりちゃんと管理していただいているというところではあるんですが。水草の話とか湖底の話も紹介いただいたんですが、そういういろんなことが絡んでいきますので、さっきの魚の卵を産む時期によるんですけど、できるだけ工夫をしつつ、そういう規則にのりつつ管理をしていただくという、そういうことかなというふうに思っておりますが、ほかにいかがでしょうか。

はい、平山委員。

○平山委員

今の松岡委員のことに関連してなんですけれども、河川環境の9ページにある平成26年度と27年度の雨量と洗堰操作と水位があるものを見てますと、もちろん雨量が増えることによって急激に水位が上がることはあっても、このグラフを見る限りでは急激に下がるというところはないと思います。これくらいの水位の変わりようでも琵琶湖の漁業に携わる人たちにとっては急だと感じているのか、それとはまた別に南と北や湖辺域と沿岸部等のように場所によって水が急激に下がるというのか、どう理解したらいいのかわからないので教えていただきたいというのが1つです。

もう1つは、どういう操作が魚の卵や生態系にとっていいのかということ判断するのはすごく難しいと思うんですけれども、ここでつくられた試行操作について異論があるわけではなく、河川管理者としてどういう操作のときに生態系に配慮できていると判断するのかを教えていただきたいです。

以上です。

○中谷委員長

まず、松岡委員、どうぞ。

○松岡委員

とりあえず現時点では、降雨があつて水を貯めた状態から全開以前に放流をし出すと、瀬田川の流域及び琵琶湖大橋の付近全体に流下していく流れがあるんで、これが想定以上の流れを及ぼしています。だから、これから瀬田川の整備なり塔の島の整備をやったら、多分そういう施設は対応できない。だから、整備をすればするほど流下はしやすくなるけど、治水上は安全にはなるかもしれませんが、その辺の領域の対策を練っていただかないと到底成り立たないと思われます。今以上に整備をすればするほど反作用で耐えられなくなる方向にあります。

あと、もう1点、産卵の話ですが、雨が降った直後には産卵しないと思います。反応するのが2日後だと思います。新しい水が補給されたら、必ずスイッチが入るので産卵が行なわれます。それから、せめて1週間は本当は欲しい状況です。だから、その後、琵琶湖が少しずつ水を蓄えて、逆に言うと一番大事な時に放流が開始されるということになると思われます。だから、せめて生まれるまで3日間ぐらいあれば一応大丈夫かなと思います。だから、放流をできるだけ緩やかにしていただけると、100%救うというのは無理かもしれませんが、せめて琵琶湖領域のあらゆるところから助けることができるのではないかな

と考えます。

○中谷委員長

今のお話の、まず卵に関する水位のこともあるんですけど、その前段のほう、流速が速くなるというのは、「えり」への影響ですね。

○松岡委員

ええ、「えり」とか護岸の条件が一気に変わりますね。

○中谷委員長

護岸は、多分速くても大丈夫ですが、漁業者の立場からすると琵琶湖独特のえり漁とかで網をずっと沖のほうへ出しているの、そこでもさっき申し上げたように結構流れが速くなると、そこへの漁への影響もあるということですね。そしたら、事務局のほうから。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 副所長 小谷）

今後の改修の進捗に伴って確かに瀬田川の流量というのは変わるとは思いますけども、今の現行の操作規則というのは、あくまでも治水・利水で決定されておりますので、現段階では今の操作規則に基づいて操作するというふうに考えております。

それと、もう1点のほうのコイ科魚類の話なんですけれども、これについては10年近く琵琶湖沿岸の産卵状況の調査をさせていただきまして、今、洗堰の操作、水位のコントロールで配慮ができるというのは、コイ科の産卵された卵が干出しないという設定で水位が上がってから5日間ぐらいをキープしよう。ただ、5日間といたしても必ずしも絶対レベルでコントロールできるものではなかなかないんで、多分がたがたしているところがあると思います。大きな琵琶湖の中で1カ所でコントロールしているものですから、なかなか一定にはならないんですけど、干出しないようなコントロールとして今コイ科魚類についてのみ配慮しているというのが現状です。先ほど言われように必ずしも降雨が産卵を誘発するというところでもないところも実際の現地のデータではあったと思いますけども、一応試行（案）としてはそういうふうにまとめているところです。

ただ、これはあくまでもコイ科魚類だけということで、確かにこういう設定には合わない魚種というのがまだまだ琵琶湖の中にはいっぱいいるというのも当然、学識者のご意見を伺った中にも合わない魚種もあったというのも事実でございます。あくまでも試行（案）というのはコイ科魚類だけを対象にしているということをご理解いただきたいと思っております。それ以外については、統計的にデータをとったんですけども、よくわからないというところで終わっているというところがございます。

○中谷委員長

平山委員、よろしいですか。

○平山委員

はい。

○中谷委員長

ほかにいかがでしょうか。はい、上田委員。

○上田耕二委員

維持管理の2ページなんですが、先般もお聞きしたら堤防の除草をされた草を堆肥化して無料配布されているとお聞きをしました。それで、この2ページにこの表記があるんですが、コスト縮減になって、しかも肥料をいただきに来た方が無料で大変喜んでいうふうなお話も伺っております。

○中谷委員長

上田委員、すみません、今前段2つのパートで進めてますので。

○上田耕二委員

すみません、失礼しました。じゃあ、そのパートで。

○中谷委員長

少しお待ちいただけますか。

○上田耕二委員

すいません。

○中谷委員長

初めに説明いただいた人と川とのつながり、河川環境のところについては、委員の皆様、よろしいでしょうか。

そしたら、次の分の説明をお願いできますか。委員の皆さん、もし何かありましたら、またその関連する範囲内でお話しただけならと思いますので、説明をお願いします。

○河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 調査課長 森田)

それでは、資料－1－4 治水・防災から順次ご説明をさせていただきます。

資料－1－4の3ページ目をご覧ください。こちらでは破堤氾濫に備えた被害の軽減対策・避難体制の確立につきまして取りまとめた進捗点検でございます。実施方針に書いておりますように野洲川の地域安全懇談会というものを昨年12月に設置して以降、今後5年間で水防災意識社会を再構築するための取り組み等をことし6月に決めております。こ

のような方針に基づいて堤防強化ですとか、水防拠点整備などのハード整備を実施するとともに、これまで同様、水害に強い地域づくり協議会や各関係機関と連携して人的被害や社会経済活動の壊滅的な影響を回避、軽減するためのソフト対策について取り組んでいきたいというふうに考えております。

実施内容の欄に書いておりますように、平成27年度につきましては危機管理体制の構築としまして、懇談会をまず設置をしております。その懇談会の取り組みでは、関係する市長の方々と直接意見交換をするとともに、安全なまちづくりについて意見交換を行なっているところでございます。

そのほかソフト対策としまして行なった内容をご紹介しますと、まず実施内容の左上、ポータルサイトの開設というふうに書いております。これは、野洲川の防災に関する情報、例えば雨量の観測情報ですとか水位の情報につきまして、添付をしておりますこの図面でおわかりいただけますように、上流から下流まで時系列で追って3時間ごとの水位変化が一目でわかるような仕立てにしております。このようなポータルサイトを開設するとともに、スマートフォンでも閲覧可能なような構成にしております。

その隣、タイムライン（案）の作成と書いておりますけれども、気象庁から発表される情報などをもとに私ども琵琶湖河川事務所のほうでは水位の予測を行なっております。その水位予測をもとに各沿川市のほうでは避難情報をどのタイミングで発令していくかといったものについて、このようにタイムラインというものをまとめております。これは野洲川沿川の5市との間で作成は終わっております。そのほか自治体と一緒に危険な箇所を共同で点検をするといったことも行なっているところでございます。

続きまして資料4ページ目、堤防の強化対策の実施についての進捗点検です。実施内容のグラフのところで書いておりますように、瀬田川のほうにつきましては、1.6kmの対象区間についての浸透対策について完了しております。野洲川のほうにつきましては、この図面で書いていますように、赤いところと黒いところについての堤防の強化対策が終わっております。残り緑色の区間、約3.3kmございますが、整備延長に対して約2割強のところについて今後堤防強化対策を行なってまいりたいというふうに考えております。

5ページ目のほうにつきましては、危機管理型ハード対策の概要図と書いておりますけれども、昨年の関東鬼怒川の堤防決壊を踏まえまして、堤防が壊れにくくするような対策を今後5年間の間に実施する予定にしております。

右の中段のほうに対策イメージと書いておりますが、堤防の町側のほうの法尻にブロッ

クを置くことで堤防を越えてきた水で堤防が削られてしまうことを少しでも時間を稼いで、避難をするための時間を稼ごうといったことについても取り組んでいる。その位置図をこちらにお示ししたものでございます。

続きまして資料の6ページ目、河道の流下能力の増大に関する観点でございます。瀬田川の河道掘削は先ほど来ご説明しておりますとおり、瀬田川洗堰下流の区間について掘削を進めてきております。写真を実施内容の下のほうに付けておりますように、黒いところについては平成26年度までに掘削が完了しております。平成27年度には、この赤いところ、大戸川との合流点付近の瀬田川の右岸側の掘削を行なっております。今後、平成28年度以降ということで、約8万m³の掘削を行なっていく予定にしております。

その下流、天ヶ瀬ダムにつきましては放流能力を増大させるためにトンネル式の放流設備の整備を鋭意行なっているところでございます。

続きまして7ページ、こちらは砂防堰堤の整備でございまして、環境のところでご説明しましたので説明は割愛させていただきます。

9ページ目、地震対策の実施についての進捗点検でございます。瀬田川洗堰につきまして、耐震照査を終えており、今後耐震対策を実施してまいりたいと思っております。実施内容はここに書いておりますように、平成23年の東日本大震災を踏まえまして、河川構造物についても耐震性能を照査する指針というものが見直されました。これを受けましてレベル2、想定最大の地震に対する耐震照査を行なっております。今後、洗堰の「端堰柱」と書いてありますけれども、写真の左岸・右岸それぞれの端っこの部分について地震時に倒れてくるような形になってゲートが動かなくなってしまうことが想定されますので、ここの部分の補強を行なってまいりたいというふうに考えております。

治水については以上です。

続きまして資料ー1ー5、利用についてのご説明をさせていただきます。

2ページをご覧ください。こちらにつきましては、水面利用に関する取組内容のご紹介でございます。実施内容のところの中段に写真をつけておりますように、瀬田唐橋の橋脚の部分に不法係留の船がありました。これについて過去から関係者と協議を続けてまいりまして、平成27年4月に何とか撤去にこぎ着けたということで、その事例をご紹介しているところでございます。不法係留船の数につきましては、琵琶湖河川事務所管内において平成25年度10隻だったものが、平成27年度の時点では2隻まで減ってきているというような状況でございます。

3 ページ目、こちらは川の安全利用施策に関する実施内容でございます。河川については、出水期前に職員自ら危険箇所について確認するといった安全利用点検というものを毎年行なっております。その結果を付けております。

そのほか琵琶湖管内でトピック的なものとして、実施内容の一番下の段、野洲川落差工の部分での注意喚起についてご紹介をしたいと思います。ここでは野洲川の中流部、放水路の一番上流の部分に落差工という構造物がございます。これは落差が大体3 mぐらいで、水中部分も合わせると4 mぐらいある落差工でございますけれども、夏場に中学生とか小学生のお子さんが、この落差工の下の水たまりの部分で泳いだりですとか、落差工の上から飛び込みをするといったようなことが多数見られます。過去に死亡事故が連続して発生していることもございましたし、平成27年の夏にも溺れるような事故が発生してありました。これを受けまして平成28年度、ことしですね、夏休み前に野洲川沿川の全ての幼稚園と小中学校に水難事故防止のチラシを配布しております。それに加えまして、落差工の巡視に特化した巡視員1名を追加しまして、写真にありますように注意喚起を行ってきたところでございます。結果としましては、水難事故は今年については発生しなかったというような状況です。

続きまして4 ページ目、「川に活かされた利用の実施」についての進捗点検でございます。こちらは、指標にありますように環境教育等の実施内容に関する進捗点検でございます。実施内容としましては、自然観察会を継続的に実施していくこと。そのほか水生生物調査といったものを中学生を対象として、これまで実施していることをご紹介しております。

それに加えまして、先ほどもありましたが水難事故防止に関する講習についても、このような場を活用して行なっております。具体的には、参加者に対して正しくライフジャケットをつけるにはどうすればいいかといったことや、安全に川を楽しんでいただくための注意点についてのご説明をさせていただいているところです。

資料5 ページ目をご覧ください。こちらは、川らしい河川敷利用に関する実施内容です。琵琶湖河川事務所におきましても、河川利用保全委員会を設置をしております。各高水敷の公園の占用の更新時期には、この保全利用委員会において審議をしていただくといったことに取り組んでおります。平成27年度につきましては、この実施内容の上を書いております3カ所の公園について審議をいただいたところです。

この中でトピックとしてご紹介させていただきますのが、一番上流の左岸側、7番という数字を書いておりますが、野洲川の運動公園、こちらは栗東市さんが占有されている公

園ですけれども、下の結果の欄に書いておりますように、もともとはパターゴルフ場として利用されていた公園です。こちらについて利用者が減っているというお話が栗東市さんのほうからございまして、また栗東市さんのほうでは河川保全利用委員会での審議も踏まえて、パターゴルフ場を廃止して、そのほか人工植栽ですとか球技用工作物についても撤去をする。実施後は写真にありますような芝生広場のような形に利用形態を見直されたといったような事例がございまして。

6 ページ目、憩い、安らげる河川の整備に関する進捗点検です。実施内容としまして、瀬田川の小径については先ほどご紹介しましたので説明を割愛しまして、野洲川についての取組内容をご紹介いたします。

実施内容の右上、こちらは野洲川の河口から約 2 km、3 kmあたりにあります守山市の公園に関する部分の位置図をつけております。図面の右のほうに実施前、実施後というふうな写真をつけておりますけれども、実施前のほうを見ていただきますと、水際のところに高水敷から降りていくことができないほど木が繁っておって、護岸自体はあったんですが、勾配はかなり急だったというような状況でした。これに対して守山市のほうでは、この高水敷に図面にありますように自然体験交流広場などの公園の整備をする計画があったと。それに合わせて河川管理者のほうでは、水辺へのアクセス性を向上させる緩傾斜護岸・管理用通路についても整備を行なったというような状況でございまして。

結果の欄に書いておりますように、この場所については守山市が主催しております野洲川冒険大会という、いかだくだりのゴール地点になっておりまして、いかだで下ってきた参加者の方々が私どもが整備をしました緩傾斜護岸を使って高水敷のほうにアクセスしやすくなったというようなことが結果として確認できております。

続きまして、最後は資料－1－6 維持管理についてご説明をさせていただきます。

資料 2 ページをご覧ください。2 ページのほうでは、堤防等河川管理施設の維持管理の実施に関してでございます。先ほど上田委員からもご質問がありましたけれども、除草におけるコスト縮減としまして、瀬田川・野洲川で年 2 回除草を行なっておりますが、従来は有料処分をしておった刈り草について、平成 22 年度より堆肥化の取り組みを行なっております。堆肥となったものについては、アクア琵琶のあたりに堆肥の配布場所を設けまして、住民の方々に無料で配布をしているというような状況でございまして。

資料、続きまして 3 ページ目のほうでは、許可工作物の点検整備に関する状況ですので、その件数について掲載しております。実施内容の欄の右下にありますように、点検の結果

としましては、要補修箇所ですとか補修済みの箇所などは見られないといったような状況になっております。

続きまして資料4ページ目、河川区域等の管理、樹木伐採ですとか堆積土砂の除去に関する進捗点検でございます。実施内容の欄の一番上にあります河道内樹木伐採についてご紹介いたします。平成27年度から河道内の樹木の伐採と処分自体を一般の方々にしていただくような取り組みを試行的に実施をしております。具体的には野洲川の木を切るところから、切った木を持ち出していただく部分までを一般の方々に希望される方に担っていただくこと。それによって伐採する処分にかかわるコストなどを低減させていこうといった取り組みを実施しております。結果としましては、お1人の方がこの取り組みについて実際に木を切っていただいたというような実績がございます。

説明を急ぎましたけれども、以上でございます。

○中谷委員長

はい、説明ありがとうございました。それでは、上田委員、先ほどお話がありましたので、どうぞ。

○上田耕二委員

先ほどは大変失礼しました。すみません。

ちょっと以前にお伺いしたんですが、肥料も有機ということで大変いいことだと思います。河道内の樹木伐採については、生木であるということもあって、なかなか引き取りに来てくれないんだというふうなご説明もいただきましたが、この肥料の無償配布については大変評判もいいし、やっていることも私はすばらしいと思います。しかも、コスト縮減ということにもなりますので。その割には、この表記が非常に寂しいというか、取り組んでいるだけで終わってしまってますよね。何かこれはもう少し、例えば延べでどのぐらいの方が利用されたとか、あるいは全量はけてるとか、評判がいいとか、そういうふうな表記がやっぱり欲しいなと思うんです。何かこれでいくと、少し取りに来たときの写真だけあって、取り組んでいるだけでというふうな感じがします。ですので、樹木伐採はなかなか取りに来てくれないので軽い表現にして、やっぱり良いところはどんどんPRというか、もう少し表記していただけたらと思います。

○中谷委員長

どうぞ、遠慮なく。

○河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 調査課長 森田)

平成27年中には、その前年度堆肥化しましたものは年度途中で全てなくなってしまいうというぐらい好評でした。ですので、上田委員のご指摘のとおり。余りいいことを書き過ぎるのもどうかと思うて実際取り組んでいるというふうに書いておりますので、今後の資料を作成する際に参考にさせていただきたいと思います。

○中谷委員長

はい、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。はい、上田委員、どうぞ。

○上田豪委員

樹木伐採の件なんですけど、1人の方が参加されたということですね。これもできればイベントとしての維持管理に近づけていけるように、例えば利用者だけじゃなしに、河川レンジャーが呼びかけをして、そしていろんな人に来てもらって、イベントとしてやっていくことも良いのではないかと思います。もちろんこれはチェーンソーで切っていると思うんですけども、そういう場合は、「のこ」でもいいわけですから。

なぜかという、効果だけの話じゃなしに、市民がこの川を俺らの川やねんと、こういう具合に思ってもらわないといけないという、それが市民参画の本質と思うんですね。川と人を近づけるというのは。できたら河川レンジャーは、ただつなぐだけじゃなしに、河川レンジャー自身がそういう活動を作っていくということについても、河川レンジャーの募集、琵琶湖レンジャーの募集は何かつなぐということに重点を置いているような感じになって、言い方は悪いですけども河川事務所がやろうとしていることの提灯持ちみたいな部分があるように、あの表現では思うわけですね。淀川はそうじゃないですからね。だから、そこでそういう川と人をつなぐ活動をつくる河川レンジャーということとも関連して、この樹木伐採の件についてそういうことをやりたいという人が出てくれば、そういう形でやっていただいて、一般市民も入っているということが非常に大事なかなという具合に思います。

だから、現地見学のときにも言いましたけども、コスト縮減という表現じゃなしに、人と川とのつながりを強めるために、人に草刈りとかゴミ処理をしてもらう。こういうことをしてアピールしていったらどうですかという具合に思います。そういう方向でお願いしたいという具合に思います。

○中谷委員長

今、お話をしていただいたのは大変大事なところだと思います。河川レンジャーの活動に限らず、多分周りにはNPOとかいっぱいそういうところもあると思いますので、そこら

辺にうまく広がっていくといいかなというふうには思うんですが。

今、維持管理のところが出ていますが、1つはゴミの問題があって、河川管理者は被害者なんですよね。いっぱい流れ着いてきてて、それは大変やなというようなこともありますし、あと樹木伐採に関して言いますと、野洲川は放水路でできたところなので、幅がまちまちとか、自然の川ではなしに、やっぱり一定の断面が必要ですよというようなところ、とはいえ全部一気にというようなこともとても無理ではありますが、例えば、どういうサイクルでうまく樹木のコントロールをしていくとか、そこら辺の観点も要るのかなというふうに思っています。ヤナギの木なんかだと上を飛ばしても、しばらくすると、またすぐに元気になって、切ってるだけやと横から枝が余計にたくさん出てきて、よけい元気になるみたいなのところもあります。野洲川に限らずではあるんですが、今申しましたように特に野洲川は断面設定されている放水路区間でもありますし、そこら辺について今もし何かそういう、今言いましたサイクル的なところをこういう方向でやっているよというようなことがあれば、ご紹介いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 副所長 小谷）

お金もかかるもんですから、なかなか計画的と言われても難しいところではありますが、一応5年ぐらいで一通りぐるっと下流から上流までいければいいかなと思っています。そこは費用等の関係でなかなか難しいところがあるというのと、先ほど上田委員からご指摘いただいた一般公募もなかなか難しいという現状があります。条件も自分で入って行って、枝葉まで全部持って帰るというような条件になっていまして、そのあたりの条件も、できればちょっと緩和して、なるべく一般公募で入りやすいような形を今後工夫したいなと思っています。ことしも実際、これから公募するようになるとは思いますけど、何かちょっと知恵を出して入りやすいような形とかというのを工夫していきたいとは思っております。

○上田豪委員

その件に関してですが、河川レンジャーの話を先ほど言いましたけれども、委員長のほうからNPOの話も出ました。ある一つの提案なんですけど、この場所を市民が川の中に入って、自分らが子どもたちを連れていくような、そんなことに耐えるような水辺づくりというような形で樹木を切って整備する。こういうことになってくると、市民の川づくりになってくる。行政がする川づくりを手伝ってもらおうということではなしに、市民がする川づくりということで、もう一步、次の川づくりのステップに上がっていく。

現に私らやっているんですけど、淀川でチェーンソーを使いながら、伐木をしながら、立木も取る。そして、草も外来種も抜くというような、そういう拠点づくりの活動も現にあるわけですね。それがあちこちであったら、もうみんなが私の川ということになってきて、いろいろ啓発活動をするのではなしに、市民のほうからの提案をどうしようかということ、事務所のほうが考えるという、そういう本来の協働につながっていくのかなという具合に思いますので、ご検討いただけたらと思います。

以上です。

○中谷委員長

はい、ありがとうございます。委員の皆様、ほかにいかがでしょうか。

はい、平山委員、どうぞ。

○平山委員

今に関連したことで、滋賀県の森林管理などを行っているNPOは、森林の管理や水源涵養などが湖の保全につながるんだという意識で活動されている方がたくさんいらっしゃるんで、活動の内容としてはそちらのほうに近いんじゃないかと思います。何も近いNPOや川のNPOだけではなくて、水源を守っているNPOなどで活動されている方にもお声掛けをしたら有効かと思いました。

以上です。

○中谷委員長

ありがとうございます。上田委員。

○上田豪委員

今の件で、私も北小松のほうでそういう水源の森林整備をしています。それはそれとして、話は戻るんですけど先ほどのヨシの件なんですけど、以前に琵琶湖総合開発のころに、この湖岸道路ができたならヨシはなくなるという指摘があったと思うんです。そのときの指摘をされた人の話では、堰堤をつくるような形の道路になるわけですし、矢板も入れたりいろいろ工作物が土中に入るということもあって、水陸移行帯における伏流水が途絶えるというようなことがあって、ヨシ原がそこに群集として生息するということになってくると伏流水が非常に必要と。また、それにかわるような水の流れが必要というようなことは、僕は聞いたことがあるんですけど、そのとおりになってきて、だんだんあちこちで痩せているという話が結果として出てきている。野洲川の河口のことですので、川と並行につくるわけですから伏流水ということではないと思うんですけど。でも、そういうヨシの再生を

あちらこちらで、西の湖とかさされているんですけど、そのときにそういう伏流水というようなことについての配慮みたいな、あるいは検討みたいなのはされているのか、ちょっと聞いてみたいという具合に思います。

○中谷委員長

わかる範囲でお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 副所長 小谷）

野洲川の自然再生、ヨシ帯の再生については、先ほどの説明があったように横を矢板でしっかり区切られているので、伏流水という発想は今のところは検討に入っていません。

○上田豪委員

流れと一緒に流れてくるのはあるわけですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 副所長 小谷）

それはありませんね。

○上田豪委員

野洲川だけではなく、琵琶湖全体は守備範囲ではないですけど、その辺の話は何か御存じじゃないですかね。

○中谷委員長

多分、伏流水をうんと意識してということはないと思うのですが、話を戻して湖岸堤はもともと農地があったりするところの端っこに、線形はちょっと触ってますけど、そういうところに持っていつているんで、やっぱりそういうところに生えてたヨシの上には被さっているんですね。それで、今かなり行われているのは土木関係ではなく農林部、水産関係の事業で湖岸堤のある琵琶湖側へヨシ帯を造成しています。それは、魚にもうれしかろうみたいな感じで。そういうことになりますので、陸地のほうからの伏流水的なことよりは、もう琵琶湖の水がまともに効いているという、そういう範囲の中でやっていますし、それは一定波から守る護岸をつくった中で平らなところをつくって造成しているという感じなので、遠浅の砂浜があってヨシが好きな部分に生えているという状態ではないという感じですけど。ダイレクトに伏流水という状況にはないと思います。もちろん、内湖関係、高さ関係で水は当然通っているはずですし、湖岸も捨て石護岸であって、水を遮断するという構造にはなっていないので、そういう行き来は当然あるかと思います。そんな状況ですね。

委員の皆さん、ほかにいかがでしょうか。

議事で説明いただいたことについての議論はここまどさせていただいて、あと委員の皆様、いつものことですが、また補足的に何かありましたらメールを使って事務局のほうへお知らせをいただければと思います。

そうしましたら、議事はここまどにさせていただいて、いつものとおりこれから一般傍聴の方、発言のご希望がありましたら賜りますが、いかがでしょうか。

きよは、いらっしゃらないようですね。そうしましたら、私の役目はここまどとさせていただきますして、事務局のほうへお返しします。

3. 閉会

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 吉田）

長時間ありがとうございました。本日の議事録は事務局で取りまとめて、各委員にご確認をいただいた後にホームページで公開させていただきます。

それでは、これで平成28年度の淀川水系流域委員会地域委員会第2回を終了させていただきます。長時間、ありがとうございました。

[午後4時25分 閉会]